

寒川町にぎわい創出 支援事業の概要

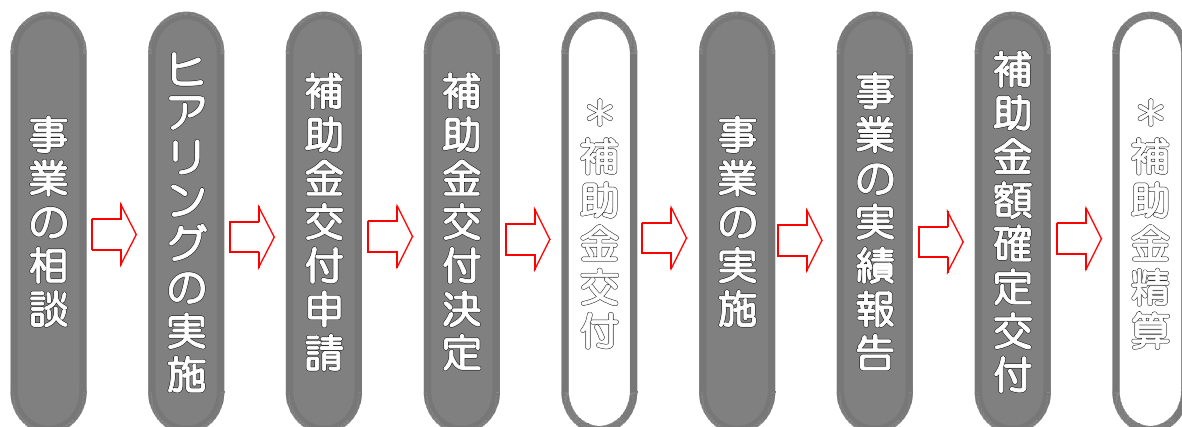
商店会や事業協同組合、商業者グループが実施する

- 集客力向上事業
- 地域の課題解決事業
- 後継者育成事業 を応援します！

町内商業ににぎわいを創出し、商業の振興及び地域の活性化を図るための事業を支援する制度です。

町が事業計画等のヒアリングを実施し、補助対象とした事業には、最大2年間の補助を行います。

補助期間中の準備段階を経て、事業の目的達成に向け、自主的に事業を行うことを目標としています。



*ご希望の場合、補助予定額の上限70%を事業実施前に概算払いすることができます。

寒川町環境経済部産業振興課商工労政担当

補助金の交付対象となる者

- 1) 寒川町商店連合会に加盟する商店会
 - 2) 商業者の事業協同組合
 - 3) 商業者団体（町内の3以上の中小企業者で組織されていて、うち2分の1以上の中小企業者が卸売業、小売業又はサービス業を営んでいる団体）
- ※会員名簿と組織や運営方法などを定めた、定款、規約、会則等の提出が必要です。

補助金の交付対象となる事業

交付対象者の創意と工夫により新たに計画された事業で、商業の振興、地域の活性化を図るために行う次の事業が対象となります。

- 1) 集客力向上につながる事業
- 2) 地域の課題解決につながる事業
- 3) 後継者の育成につながる事業
- 4) その他町長が特に認めた事業

※事業の目的及び事業の目的を達成するまでの実施計画が、その資金計画を含めて明確でない事業は補助対象事業としません。

※既の実施してきた事業に、催しを追加したり、名称を変えたりするだけの事業は補助対象としません。

補助金の交付対象となる経費

この事業をするためだけに使用する経費のうち、次の経費が対象となります。

- 1) 専門家又は専門業者への謝金などの報償費
- 2) 消耗品費、燃料費、印刷製本費、被服費などの需用費
（飲食代や景品代、販売品に関する費用は補助対象としません）
- 3) 通信運搬費、保険料、広告料などの役務費
（電話料金は補助対象としません）
- 4) 専門的な業務の委託料
（補助対象経費の3割以内）
- 5) レンタル料、会場使用料などの使用料及び賃借料
- 6) 事業目的を達成するために必要と認める経費

※支払いの確認ができない経費、事業期間終了後に支払われた経費、町長が適当でないとして認めた経費については補助対象としません。

※専門業者以外のアマチュアや構成員への支払いは補助対象としません。

補助金額

補助限度額 1) と補助率 2) のどちらか少ない額となります。

1) 補助限度額

1年目：50万円

2年目：30万円

2) 補助率（千円未満の端数切り捨て）

1年目：補助対象経費の80%

2年目：補助対象経費の40%

補助金の交付申請

よりよい計画や事業にしていくために、ヒアリングを行います。ヒアリング後に次の書類を添えて申請してください。

1) 事業計画書

2) 収支予算書

3) 団体等概要書（定款、規約、会則等）

4) 会員名簿

※同一団体又は同一団体と認められる団体の申請は、1年度に1回を限度とします。

※同一事業又は類似した事業に係る申請は、連続した年度に2回を限度とします。

交付対象事業の実施

補助金の交付決定を受けてから3月31日までの間に事業を実施していただくこととなります。交付決定前に実施した事業は、対象外となります。

また、事業計画を変更する場合は、事前にご相談ください。

交付対象事業の実績報告

事業終了後、すみやかに次の書類を添えて実績報告をしていただきます。

1) 事業報告書

2) 収支決算書

3) 実施事業の写真

4) 補助対象経費に係る領収書の写し

※完了検査、審査を行い補助金額を確定し、補助金交付または概算交付した補助金との差額を精算します。